

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の決定により報告する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

令和 4 年 12 月 27 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

学校敷地内対物事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|----------|----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 50,400 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略) |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の金額の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の金額の変更について

令和 3 年 9 月 29 日に議決を経た、浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う建築主体工事請負契約の金額の変更を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり決定する。

令和 4 年 12 月 13 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の金額の変更の決定

浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う建築主体工事請負契約の金額を 6,745,200 円増額し、1,711,745,200 円とする。

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の金額の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の金額の変更について

令和 3 年 9 月 29 日に議決を経た、浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う電気設備工事請負契約の金額の変更を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり決定する。

令和 4 年 12 月 16 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の金額の変更の決定

浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う電気設備工事請負契約の金額を 1,007,600 円増額し、397,007,600 円とする。

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の金額の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の金額の変更について

令和 3 年 9 月 29 日に議決を経た、浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う機械設備工事請負契約の金額の変更を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり決定する。

令和 4 年 12 月 13 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の金額の変更の決定

浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う機械設備工事請負契約の金額を 5,544,000 円増額し、277,244,000 円とする。